報告『持続可能な開発目標（SDGs）と憲法人権規定の関連を考える』

―人権規定を学ぶ導入として―

坂本 真史（国際医療福祉大学 総合教育センター）

1　問題状況

学生の中には、憲法や人権が自身の生活には縁遠いと思っている者も少なくない。学生が憲法等を主体的に学ぶことができるように、教員はどのような工夫をすべきなのだろうか。

2　定番の方法

これまでに教員が行ってきた工夫の一例として、教科書の抽象的な記述に沿って裁判例や新聞記事を紹介するという方法が挙げられる。この方法は具体的事例を提示することで抽象的な理論を理解する助けになるだろう。しかし、学生が人権規定を学び始める段階からモチベーションを高めるのに最適な方法とは言い難いように思われる。

3　ホットな話題を探して

学生が人権規定を学び始める初回の授業で、話題性があって、身近に感じられるが学生にとって当事者性が高すぎない事柄について扱うことができれば、状況を変えることができるかもしれない。

例えば、新型コロナウイルス感染症の流行によって引き起こされる社会的影響について人権の制約という観点から考えてみてはどうか。重要なテーマではあるが、学生にとっては当事者性が高すぎて、ストレスを感じるかもしれない。

それでは、「SDGs」はどうだろうか。最近メディアで取り上げられる機会も多い。いわゆる「Z 世代」（1990 年代後半から 2000 年代前半に生まれた世代）の関心も高いと言われている。調べ学習のテーマとして扱われることもある。

4　SDGs と人権の関連を考える授業―憲法の人権規定を学ぶ導入として―

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2015 年 9 月の国連サミットで加盟国全会一致で採択された、2030 年までに「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指す 17 の国際目標である[1]。

SDGs と憲法は直接関係がない。しかし、SDGs の前文では「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児の能力強化を達成することを目指す」[2]とされている。SDGs と憲法は「基本的人権の尊重」の点で共通するのである。

法教育とは、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育である[3]。SDGs と人権規定の関連を考えることは、まさに法教育の実践そのものだろう。

発表者は、大学生に対して、憲法の人権規定を学ぶ導入として、SDGs17 の目標と憲法に定められている人権の関連を考える授業を行った。発表では、学生の反応、SDGs を扱う難しさ、得られた気づきなどについて報告する。

---

[1] SDGs とは？　https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/sdgs_gaiyou_202108.pdf

[2] 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（外務省訳）
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/000101402.pdf

[3] 法教育　法務省ウェブサイト　http://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/index2.html